

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	清原 (反目,田中,中才,新屋敷,今泉,下原,刈沼,野高谷,本田,野高谷,壁梨,中の島,中妻,千波中央,稲妻,中台,本田,星の宮,大野南,大野北,本田上,本田下,下河原,中河原,上河原,桑島,鶴山,河原,鶴山,本田,鶴山,松原,鶴山,開拓,竹下下,竹下河原,竹下上,道場宿町東,道場宿町南,道場宿町西,溝奥穴)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月8日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,054 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,054 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における非農地証明願に伴う農用地区域及び地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年1月8日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
道場宿町605-3(12㎡)、道場宿町606-3(103㎡)、道場宿町606-6(650㎡)、道場宿町607-3(58㎡)、道場宿町607-4(252㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
変更なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
変更なし				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	豊郷 (横山上,横山下,瓦谷上,瓦谷下,岩本,川俣,海道町,御幸ヶ原,下川俣,岩曾,竹林上,竹林下,山本,長岡,関堀上,関堀中,関堀下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月8日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	534 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	534 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における非農地証明願に伴う農用地区域及び地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年1月8日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
海道町783-1(7.17㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	
変更なし	
(2)農地中間管理機構の活用方針	
変更なし	
(3)基盤整備事業への取組方針	
変更なし	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
変更なし	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
変更なし	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
変更なし									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	城山 (上古賀志,下古賀志,新田,上福岡,下福岡,田下,田野,立岩,瓦作,坂本,戸室,荒針,上駒生,下駒生西,下駒生東,野尻,長坂,金沢,羽下,上飯田,下飯田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	632 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	632 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における農振農用地区域からの除外申請に伴う地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年6月23日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
宇都宮市下荒針町2678-383の一部(307㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
変更なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
変更なし									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	雀宮中 (上御田第一,上御田第二,下反町第一,下反町第二,羽牛田,御田長島,茂原東,江面,下原第一,下原第二,雀宮下第一,雀宮下第二,雀宮上第一,雀宮上第二,宮の内,西原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	307 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	307 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における非農地証明願に伴う農用地区域及び地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年1月13日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
下反町町843(85㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
変更なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
変更なし				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	富屋 (大網,上横倉,下横倉,下金井,上金井,下町,西根,田中,門前,上町,中町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	344 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	344 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・以下の農地における非農地証明願に伴う農用地区域及び地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年4月13日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
徳次郎町3060-1(105㎡)、徳次郎町3940(418㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
変更なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
変更なし				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	絹島 (上組,東組,西組,中組,西ノ内,東ノ内,下組,滝ノ原,西芦沼,東芦沼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,022 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,022 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における非農地証明願に伴う農用地区域及び地域計画の区域からの除外について、協議の場(令和8年3月12日開催)において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認した。
上小倉町388-2(755㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
変更なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
変更なし				